

奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画策定手続きについて

1. パブリックコメントの実施

奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画を策定するため、相手方を特定せず広く意見募集を行う。

○実施期間（予定）：平成28年12月22日（木）～平成29年1月22日（日）

○設置場所：①インターネットによる閲覧（奈良県ホームページ）

：②資料冊子での閲覧

県政情報センター、県民お役立ちコーナー、県奈良公園室、県奈良公園事務所、奈良市役所 等

奈良県パブリックコメント手続に関する指針（抜粋）

第3 対象

1. 実施機関は、次に掲げる計画、条例等（以下「計画等」という。）を策定しようとするときは、この指針に定める手続を行うよう努めるものとする。

（1）県の施策に関する基本的な計画の策定及び重要な変更

2. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく手続きの実施

同法に規定される利害関係人への意見聴取及び関係地方公共団体への協議を行う。

また、そのために、環境省の指針に基づき適切な利害関係人及び関係地方公共団体の選定を行っていく。

○利害関係人の選定について

計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行う。また、対象地域での希少鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会の意見の聴取にも努めるとされている。

（環境省「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（H28.10告示板）」より引用）

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抄）

第七条

5 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かななければならない。

6 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとする場合において、第二項第三号に規定する区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区があるときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

7 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体と協議しなければならない。

第七条の二

3 第四条第四項及び第五項並びに前条第三項から第七項までの規定は、第二種特定鳥獣管理計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、「第一種特定鳥獣の保護」とあるのは「第二種特定鳥獣の管理」と、同条第六項中「第二項第三号」とあるのは「次条第二項第三号」と読み替えるものとする。